

国際労働力移動問題とタイ

——研究動向と今後の課題

浅見 靖仁

はじめに

- 1 タイ国内の外国人労働者問題とそれに関する研究動向の概観
- 2 タイの外国人労働者問題についての代表的先行研究の紹介
- 3 在日タイ人労働者に関する研究
- 4 日本以外の国におけるタイ人労働者に関する研究
- 5 今後の課題

はじめに

今年8月から9月にかけてタイの新聞やテレビで大きく報じられたニュースのうち2つが、海外出稼ぎ労働者に関するものであった。1つは、日本の新聞等でも少し報じられたが、台湾で働くタイ人労働者の権利保護に関する覚え書きの署名式に出席するためにタイを訪問する予定だった台湾の陳菊・行政院勞工委员会主任（労相）に対するビザの発給を、中国政府からの抗議によってタイ政府が直前になって拒否したため、台湾側が激怒し、覚え書きへの署名を「無期限延期」することを通告したというニュースである。もう1つは、ビルマ、カンボジア、ラオスの3か国からタイに不法入国した者のうち一定の条件を満たす者に対して特別労働許可証を発行するための登録の受け付けが9月15日から10月15日にかけて行われるというニュースである。

この2つのニュースがどちらもタイのマスメディアで連日大きく取り上げられたことからわかるように、タイから外国に出稼ぎに行くタイ人労働者の問題も、逆にタイの近隣諸国からタイに出稼ぎにくる外国人労働者の問題も、タイにとって、さまざまな意味で大きな問題となっているのである。

タイに働きに来ている外国人労働者も、タイから外国に出稼ぎに行っているタイ人も、非合法なかたちで働いている人たちが少なくないため、どちらもその正確な数を知ることはできない。推計値には、推計方法や推計を行う者の立場などによって、かなりの幅がある。一般に、タイに働きに来ている外国人労働者は80万～200万人と考えられており、またタイから国外に出稼ぎに行っているタイ人の数は、40万～80万人と考えられている。タイの就労者数は約3千万人なので、非常に大まかに言えば、就労者の3～7%が外国人によって占められていることになり、またその一方で、海外からタイに働きに来ている外国人労働者数の半分弱くらいの数のタイ人が逆に海外に出稼ぎに

行っていることになる。

本稿は、タイに出稼ぎに来ている外国人労働者とタイから外国に出稼ぎに行っているタイ人労働者の両方について、これまでに行われてきた主な研究の成果と問題点を指摘することによって、この問題に関する従来の研究動向を明らかにするとともに、今後の研究の課題についても考察することを目的とする。

次の第1節と第2節では、まずタイに働きに来ている外国人労働者に関する研究について取り上げる。タイに出稼ぎに来ている外国人労働者については、タイ人研究者による著作がかなりの数あるにもかかわらず、これまで日本ではほとんど紹介されていないので、その紹介になるべく多くの紙数をあてることにしたい。第3節では、日本に働きに来ているタイ人労働者に関する研究をとりあげ、第4節では、日本以外の国で働いているタイ人労働者に関する研究を取り上げる。そして最後の第5節で、今後の研究の課題について考察することにした。

1 タイ国内の外国人労働者問題とそれに関する研究動向の概観

(1) タイへの外国人労働者の流入状況とタイ政府の対応

タイに働きに来ている外国人労働者についてこれまでに行われた研究を紹介する前に、タイへの外国人労働者の流入状況とそれに対するタイ政府の対応について簡単に述べておくことにする。

タイは、1987年から金融危機に見舞われた97年までの10年間に亘って、毎年10%前後の高度経済成長を経験した。そしてこの高度経済成長の時期に、タイの近隣諸国からタイに出稼ぎに来る外国人の数が急増したのである。

タイでは第2次大戦以前は毎年中国やインド、仏領インドシナなどから数多くの移民労働者が働きに来ていた。第2次大戦後は、外国からの新規移民の数を大幅に減少させる政策をタイ政府はとったが、ベトナム戦争やラオス内戦などによる戦禍や政争を逃れる形で、ベトナムやラオスからタイに入国する難民や移民はかなりの数に上った。また1979年のポルポト政権崩壊前後からはタイに入国するカンボジア難民が急増し、数十万人のカンボジア難民がタイ領内に滞在するという状況が90年代初めまで続いた。ラオスやカンボジアからの難民は難民キャンプの外に出ることは厳しく制限されていたが、中には難民として登録せず、難民キャンプの外で生活したり、働いたりする者も少なからずいた。

本稿では、紙数の制約もあるため、1980年代前半以前にタイに入国した、いわゆるオールド・カマーの外国人労働者についての研究には言及せず、80年代後半以降にタイに来た、ニュー・カマーの外国人労働者についての研究のみを取り上げることにする。

タイ政府は、ナショナリズムが高まった1930年代から40年代にかけて、外国籍の者がタイ国内で就労することを厳しく制限する法律を次々と制定した。それらの法律の条文の多くは現在も引き継がれており、外国籍の未熟練労働者が就労を目的として合法的にタイに入国することは実質上ほとんど認められていない。

日本の場合は、不法滞在の外国人の多くが、空港や港の入管のチェックポイントを通して入国しているため、入国管理局の入国データと出国データを比較することによって、不法滞在をしている

外国人の大まかな数がある程度の正確さで推計することができるが、タイはビルマ、ラオス、カンボジアと長い国境線を接しており、入管のチェックポイントを通らずに密入国するビルマ人、ラオス人、カンボジア人が数多くいるため、その数を正確に推測することは難しい。

1980年代後半以降、ビルマ、ラオス、カンボジアからタイに不法入国してタイ国内で就労する者が急増したが、それに対するタイ政府の当初の対応は、外国人労働者問題に対する日本政府の対応とかなり似通ったものであった。つまり、外国人の不法入国、不法就労は認めないという原則を掲げながらも、実際には取り締まりには力を入れず、不法滞在の外国人労働者の存在を黙認するという対応をしたのである。しかし90年代後半にはタイ政府は、外国人労働者を合法的に受け入れることを真剣に検討するようになった。

その際、タイ政府が参考にしようとしたのは、シンガポールやマレーシアの外国人労働者受け入れ政策であった。ASEAN加盟10か国のうち、タイよりも1人当たりの国民所得が高い、シンガポール、ブルネイ、マレーシアの3か国はいずれも合法的にかなりの数の外国人労働者を受け入れている。これに対し、タイよりも1人当たりの国民所得が低い、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、ビルマ、カンボジアは、もっぱら労働者を「輸出」する側であり、大規模な外国人労働者の流入は、カンボジアへのベトナム人の流入を除けば、あまり見られない。数十万人の労働者が海外に出稼ぎに行っている一方でそれを上回る数の外国人労働者を受け入れているタイは、ASEANの中にあっては、労働力「輸入」国のグループと労働力「輸出」国のグループの中間に位置しているのである。

1992年にタイ政府は、タイに不法入国したビルマ人に対して、内務省の地方の出先機関に出頭して登録を行えば、ビルマと国境を接するチェンラーイ、ターク、カンチャナブリ、ラノーンの4県については、政府が認定した27の業種で働くことを認めることにした。この政策はのちにビルマと国境を接する他の5つの県にも適用されることになった。

1996年には、タイ全国に76ある県のうち、不法入国した外国人労働者が数多く働いている39県については、不法入国した者であっても、労働社会福祉省に出頭して登録した者は、政府が指定した11の業種で2年間働く特別許可が与えられることになった。ただしこの制度の対象となるのは、ビルマ、ラオス、カンボジアの3か国からの不法入国者のみとされた。この制度はその後さまざまな修正が加えられながら現在も続いている。

つまり、現在のタイでは、未熟練労働者が就労目的で合法的に入国することはごくわずかな例外を除けば認められていないが、不法入国した外国人未熟練労働者が「合法的」に働くことができる枠組みが作られているのである。2001年には約57万人のビルマ、ラオス、カンボジアからの不法入国者が外国人労働者登録の手続きを行った。不法入国した外国人が全体でどのくらいいるのかが正確に推測できないため、登録を行った者が不法入国した外国人のうちのどの程度の割合になるのかを判断することは難しいが、その割合は少なくとも4分の1、多ければ不法入国した外国人労働者の7割以上に達したことになる。

(2) 先行研究の概観

タイで働く外国人労働者については、日本人や欧米人による本格的な研究はまだほとんどなく、

質・量ともにタイ人研究者による研究が外国人研究者を圧倒している。タイ人研究者による先行研究は、大きく3つのグループに分けることができる。1番目のグループは、外国人労働者問題を担当している政府の機関からの委託を受けて、大学などの研究機関の研究者が調査を行ったものであり、2番目のグループは、学術調査を奨励する基金などから資金を得て、研究者が調査を行ったもの、3番目は外国人労働者問題に取り組んでいるNGOが行ったものである。どのグループにおいても研究成果のほとんどはタイ語で書かれているが、英語で書かれた報告書も数冊ある。

1番目のグループの代表的なものとしては、政府系のシンク・タンクであるThai Development Research Instituteが経済社会開発庁の委託を受けて行った一連の研究、労働社会福祉省の委託を受けてチュラロンコーン大学の社会調査センターが行った研究、同じく労働社会福祉省の委託を受けてチュラロンコーン大学の法学者たちのグループが行った研究などをあげることができる。タイでは官僚が政策形成を行う場合、対象とする問題について大学などの研究機関の研究者に調査を行わせてデータを収集させるとともに、政策提言を行わせることが少なくない。もちろん研究者が行った政策提言がそのまま政府の政策として実行されるわけではないが、一般に報告書の作成にあたっては、研究者と調査を委託した担当官との間ですりあわせがある程度行われ、担当官の意向と真っ向から対立するような政策提言が調査報告書に書かれることはまれである。外国人労働者問題のように政府部内でも意見が分かれ、また関係者の利害が複雑にからんでいる問題の場合には、政策決定にかかわる官僚たちはまず外部の研究者にある程度自分たちの考えを反映させた調査報告書を作成させ、その中で行われている政策提言に対する他の部局や圧力団体などの反応を見ながら次の対応を考えるという方法をとることが多い。

政府機関からの委託を受けて行われた調査は、研究者が個人で行う調査に比べると、調査資金にも恵まれ、また政府機関からの協力も得やすいため、資料収集に関して注目に値する調査が行われることが多く、また外国人労働者問題に対してタイの政府部内でどのような議論が行われてきているのかを知る上でも貴重な情報源となる。ただし、調査結果の分析に関しては、時として調査を委託した官庁の利害が少なからず反映されることもあることに注意を払う必要もある。

2番目のグループの代表的なものとしては、マヒドン大学のInstitute for Population and Social Researchによる研究とチュラロンコーン大学のAsian Research Center for Migrationによる研究をあげることができよう。どちらの研究チームも、学術振興を目的とする政府機関として1993年に設置されたThai Research Fund（タイ語名：Samnak-ngaan Koongthun Sanabsanun Kaanwijai）から調査資金を得ている。Asian Research Center for Migrationは日本の国際交流基金からも研究助成金を得ている。どちらの研究チームも政策提言を行う姿勢をかなり意識的に打ち出しているが、第1のグループに比べると、提言を実際の政策に反映させるチャンネルが太くないため、提言はやや抽象的なものにとどまり、それよりも実態の解明に重点がおかれる傾向にある。また第1のグループに比べると、第2のグループでは、調査プロジェクトに参加した研究者の意見を無理にひとつの方向にまとめる必要性が少ないため、参加した研究者の間に意見の相違が見られることもある。

3番目のグループは、NGOによる研究であるが、このグループはさらに2つのサブカテゴリーにわけることができる。1つは苦境に陥っている外国人労働者への救援活動を主に行っているNGOによる研究、もう1つは個別の外国人労働者の救援よりも政策提言を行うことに力を入れて

いるNGOによる研究である。前者の代表としては、「国境なき友人」(Phwan Rai Phromdaen)のスタッフによる研究、後者の代表としてはアロム・ポンバガン財団のスタッフによる研究をあげることができる。前者による研究では、外国人労働者の中でも最も厳しい状況におかれている人たちに特に焦点が当てられ、それらの人々を苦境から救うためにはどうすべきかといった観点から論じられることが多いのに対し、後者の場合は、標準的な外国人労働者がおかれている状況を改善するとともに、外国人労働者政策がタイの労働者に与える影響にも配慮しながら、マクロ的な視点から議論が展開されることが多い。

次節では、それぞれのグループの代表的な研究を取り上げ、その内容を紹介したい。

2 タイの外国人労働者問題についての代表的先行研究の紹介

(1) 政府機関の委託を受けて、大学などの研究機関の研究者が行った研究

(A) Thai Development Research Institute (TDRI) による研究

政府系シンクタンクであるTDRI(タイ語名:Sathaaban Wijai phua Kaanphatthanaa Pratheet Thai)は、外国人労働者に関するデータの収集・分析と政府への提言を行うことを政府から依頼され、1996年から97年にかけて、いくつかの報告書を作成した。それらの報告書の主なものは、学術書も扱うタイの大きな書店などで販売されている。報告書のほとんどはタイ語で書かれているが、Chalongphob(1996)は英語で書かれている。

TDRIの調査は、1997年7月に発生した金融危機によってタイ経済が失速する前に行われており、タイ経済が高度成長を続けることを前提として書かれている部分が少なくないが、TDRIの一連の報告書はその後のタイの外国人労働者政策の形成に大きな影響を与えたので、この問題について研究する際には、ぜひとも目を通しておく必要があろう。

チャローンポップ・スランカーン(Chalongphob Sussangkarn)をリーダーとするTDRIの調査者たちは、外国人労働者に対するタイ政府の従来の政策の問題点を整理する(Kasemsan 1996)とともに、タイの労働市場についての分析も行い、ルイスの2部門モデルの「離陸」概念を用いて、タイ経済は1986年に「離陸」をした、つまり農村の余剰労働力がほぼすべて「近代部門」に吸収されたと結論している(Kasemsan 1996: 1-8; Yongyuth & Chalongphob 1996: 1)。彼らは、内務省と労働社会福祉省のデータとビルマと国境を接するターク、チェンラーイ、カンチャナブリ、ラノーンの4つの県での聞き取り調査をもとに、タイに滞在しているビルマ人労働者の数は76年から92年までの間は3万3千人を超えることはなかったが、近隣諸国からタイに不法入国した外国人労働者の数は94年には約20万人、96年には約70万人に急増したと述べている。なお94年と96年の数値はビルマだけでなく、ラオスとカンボジアからの不法入国者も含めた推計値であるが、その約3分の2がビルマ人によって占められていると彼らは述べている(Yongyuth, Kasemsan, Sakdina, Jinangkun 1996: 2; Yongyuth & Chalongphob 1996: 12)。

彼らがビルマと国境を接する4つの県で行った聞き取り調査の結果は、300ページを超える報告書(Yongyuth, Kasemsan, Sakdina, Jinangkun 1996)にまとめられている。彼らは4つの県で423人に対して聞き取り調査を行ったが、その内訳は、経営者が125人、タイ人の労働者及び地域住民が

121人、公衆衛生担当の役人が29人、公衆衛生担当以外の公務員が97人、ビルマ人労働者が51人となっている（Yongyuth, Kasemsan, Sakdina, Jinangkun 1996: 5）。

外国人労働者に対してもさまざまな質問をしており、そこから貴重な情報を得ることができるが、サンプルとなる外国人労働者を選んだ方法についての説明がなされていないため、どのようなサンプル・バイアスがあるのかを判断することができず、そこに示されたデータがどの程度ビルマ人労働者の全体像を反映するものであるのかを判断することは難しい。しかしこの報告書の性格からして、タイ政府がビルマ人労働者の状況をどのように認識していたかを知る上では非常に参考になる。

また、ビルマ人労働者よりもそれらの地域の経営者やタイ人労働者、地域住民、役人たちに数多くインタビューしていることにもあらわれているように、彼らが行った調査は、ビルマ人労働者の労働条件や彼らがタイに働きに来ている理由について調べることも、むしろ地元の経営者たちはどの程度ビルマ人労働者を必要としているのか、またそれに対してタイ人の労働者や地域の住民はどのような感情を抱いているのか、さらには地方の役人たちは、一定の条件を満たすビルマ人労働者については、政府機関への登録を義務づけた上でタイ国内で合法的に働くことを認め、その一方で未登録のビルマ人労働者は厳しく取り締まるという政策を実際に実施する能力をどの程度そなえているのかを調べることに重点が置かれている。

TDRIのグループの主張は、大まかに以下のように要約することができる。まずタイは、タイよりも貧しくしかも政情があまり安定していない隣国と長い国境線を接している上に、国境の警備が手薄でしかも国境の警備にあたっている役人たちが賄賂と引きかえに外国人労働者が密入国するのを見逃すという状況を短期間に変えることは容易ではないので、近隣諸国から就労目的でタイに不法入国する者が今後も増え続けることは防ぎようがないという前提に立って議論をすべきだと主張する（Yongyuth & Chalongsob 1996: 13）。

その上で、今後もこれまでのように不法入国した外国人労働者が増え続けると、経営者にとっては利益が大きいが、タイ人労働者にとっては賃金や労働条件の改善が進まなくなり、マイナスの影響が大きくなってしまうと警告している。そして歴代の政府が外国人労働者問題に対して明確な政策を打ち出さずに来たことを批判し、今後は、一定の条件を満たした外国人労働者の就労を認めるとともに、外国人労働者にもタイ人労働者と同じ権利を与え、またタイの最低賃金制度を外国人労働者にも適用すべきだと主張している（Yongyuth & Chalongsob 1996: 12-20）。

彼らは最低賃金は中小企業ではタイ人の労働者に対してもあまり守られていない状況の中で、現在は最低賃金よりもはるかに低い賃金で働いている外国人労働者にも最低賃金制度を適用することは容易ではないが、外国人労働者を正式に受け入れることにした場合は、外国人労働者にだけ最低賃金や他の労働関連法規を適用しないことにするとILOの条約や勧告のいくつかに違反することになり、また国内の労働団体からも強い反対を受けることになるであろうと警告している（Yongyuth & Chalongsob 1996: 16-17）。そうした懸念を裏付ける資料として、Yongyuth & Chalongsob（1996）には巻末の付録として、外国人労働者にタイ人労働者と同等の権利を認めないことにした場合に違反すると思われるILOの条約や勧告について19ページにわたる解説が付け加えられている。

また一定の条件さえ満たせば、特に上限を設けることなく、出頭してきた不法入国した外国人労働

働者すべてに特別労働許可証を与えるという1996年に導入された制度に対しては、上限を設定すべきだと提言しており、また景気が後退した時に、社会的な混乱が生じないように、外国人労働者の導入は、人手不足が深刻な農業、漁業、建設業などの分野に限定し、製造業への外国人労働者導入の検討は慎重に行うべきだとも提言している（Yongyuth & Chalongphob 1996: 17-20）。

（B）チュラロンコーン大学社会調査研究所の研究者たちによる研究

チュラロンコーン大学社会調査研究所（Sathaaban Wijai Sangkhom）のナルモン・バンチョンチットを中心とするグループは、労働社会福祉省の委託を受けて、外国人の就労が法律によって禁じられている10の業種についての調査を行い、1996年2月と97年11月に2つの報告書を作成した（Narumon 1996; Narumon 1997）。

1996年に作成された報告書では、まず農業、土木・建設業、観光業、弁護士、運転手などの10の業種への外国人の就労が40年代以降、法律によって禁じられるようになった経緯を、経済的ナショナリズムが高まった30年代からの関連法規の変遷を解説しながら説明している（Narumon 1996: 7-32）。その上でその10の業種それぞれについて、現在の法律ではそれがどのように定義され、またそれらの業種の労働力の需給関係はどのような状態にあり、不法に働いている外国人がどの程度いるのかについて考察している。著者のナルモンらは、これらの10の業種の多くが人手不足の状態にあり、また現在タイに不法入国して働いている外国人労働者の多くがこの10の業種で働いていると指摘している（Narumon 1996: 33-176）。この報告書は97年の金融危機以前に書かれたこともあって、ナルモンはこれらの業種における人手不足は今後さらに深刻になると予測し、それに対応するためには、これらの業種で外国人労働者が働くことを禁じている現在の法律を改正する必要があると論じているが、具体的にどのような方向にどのような形で改正すべきかについては踏み込んだ提言はしていない（Narumon 1996: 177-185）。

1997年に同じチームによって作成された報告書でも、ナルモンらは外国人労働者の合法的受け入れの必要性を強調しているが、その理由として、96年の報告書では人手不足の問題ばかりが強調されていたのに対し、97年の報告書では人手不足の問題だけではなく、WTO協定やGATS（サービスの貿易に関する一般協定）などの国際的な取り決めによって、弁護士や建築士などの専門職への外国人の就労を禁じ続けることが難しくなっていることも強調され、その他の職種についても、経済的自由化が世界的な流れとなっているので、いつまでも外国人労働者が合法的に働くことを認めない政策を採り続けることは難しくなっていると述べている（Narumon 1997: 1-10 & 126-137）。また巻頭の序文ではそのような認識は、労働社会福祉省の官僚にも広く共有されるようになってきているとも述べている。

1997年の報告書の第4部では、タイが近い将来これらの職種に外国人労働者を合法的に受け入れていく際の参考とするために、外国人労働者を合法的に受け入れているシンガポール、マレーシア、台湾の政策を比較検討している。その上で第5部では、10の業種それぞれについて分析し、外国人労働者に門戸を開放することが望ましい業種と望ましくない業種とに分類している。

（C）チュラロンコーン大学の法学者たちのグループによる研究

チュムボン・パチュサーノン（Chumporn Patchusanon）をリーダーとするチュラロンコーン大学法学部の「法律と開発」研究センター（Suun Wijai Kotmaai lae Kaanphatthanaa）のグループも、労働社会福祉省の委託を受けて、外国人労働者問題についての442ページからなる大部の報告書を2000年10月に作成している（Chumporn *et al.* 2000）。

この報告書は、まず第1章で外国人労働者に関するタイの法体系について解説し、第2章ではマレーシア、シンガポール、フィリピン、日本、韓国、オーストラリアの外国人労働者受け入れ制度を紹介し、第3章では第2章でとりあげた国の制度を比較検討している。その上で、外国人労働者の受け入れに際しては、マレーシアやシンガポールのように熟練労働者と未熟練労働者とでは異なる規定を設け、特に外国人未熟練労働者の受け入れについては、マレーシアやシンガポール、オーストラリアなどのように雇用主の責任を大きくさせるとともに、雇用主をしっかりと管理する体制を作る必要があると提言している。

（2）政府機関からの委託を受けないで行われた学術的研究

（A）マヒドン大学のInstitute for Population and Social Research（IPSR）による研究

クリッター・アーチャワニットクン（Kritaya Archavanitkul）をリーダーとするマヒドン大学のIPSR（タイ語名：Sattthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom）の研究者たちは、マヒドン大学以外の研究機関の研究者やNGO関係者にも参加を要請して、外国人労働者問題についてかなり大がかりな共同研究を行った。この共同研究の成果は14巻からなる調査研究報告書として1997年5月に公表された。14巻の中でも特に重要だと思われる巻の内容をいくつか紹介することにする。

第1巻（Kritaya, Wanna, Unchalee 1997）では、まずタイに滞在している外国人の数を出身国別及びタイプ別に推計する作業を行っているが、その際、正確に推計することが難しいこととともに、「外国人労働者」という概念がタイの場合、どの範囲の人々を指すのかが明確でないことを指摘している。タイで労働許可証を取得して働いている外国人を国籍別に見てみると、1位は日本人で、労働許可証を得て働いている外国人の20%強を占めている。彼らの多くは、タイの子会社や支店に日本の本社から派遣されてきた人たちであるが、これらの日本人たちも「外国人労働者」に含めるのか、またタイの北部の山岳地帯にはどこの国の国籍ももたない山岳民族が数十万人暮らしているが彼らも「外国人労働者」と見なすのか、などの問題を指摘している。

第2巻（Kritaya & Pornsuk 1997）は、ビルマ、ラオス、カンボジアからタイに来て売春婦として働いている女性たちの問題を取り上げている。共著者の1人、ポーンスックは、これらの外国人売春婦への支援を行っているNGOである「国境なき友人」（Phwan Rai Phromdaen）の中心的スタッフであり、近隣諸国からタイに送り出されてきた外国人売春婦たちの惨状を詳しく報告している。

第4巻（Pornsuk & Kritaya 1997）も第2巻と同じくポーンスックとクリッターの共著で、ビルマの人権問題を取り上げ、タイにビルマから数多くの人たちが密入国している原因として、ビルマ国内の状況を重視している。タイ国内で働いている外国人労働者にビルマからの密入国者が占める割合を正確に推測することは難しいが、少なくとも3分の2、多ければ9割近くがビルマからの

密入国者によって占められていると一般に考えられている。しかしなぜビルマからの密入国者がそれほど多くの割合を占めているのかについては、他の論文のほとんどは明確には論じていない。あとで紹介するチュラロンコーン大学のAsian Research Center for Migrationの報告書では、外国人労働者とのインタビュー調査の結果から、近隣諸国からタイに働きに来ている外国人労働者のほとんどは経済的な理由から来タイしたと結論づけているが（Suthichit, Risser, Supang 1997: 9）、純粋に経済的な理由だけでは、タイに働きに来ているビルマ人と同じくらい貧しい暮らしをしている人が少なくないカンボジアからは、どうしてビルマほどにはタイに働きに来る人が増えていないのかを説明できないであろう。

第4巻（Pornasuk & Kritaya 1997）は、そうした現象を理解するためには、ビルマ側の状況を知る必要があるとして、その説明に多くの紙数を費やしている。先に紹介したTDRIのグループの報告書にも顕著に見られることであるが、タイに來ている外国人労働者について論じられる際、タイ経済が1980年代後半以降高度成長したことによって、タイと近隣諸国との生活水準の格差が広がり、しかもタイ国内で人手不足が生じたため、急激に外国人労働者が増加したという説明がなされることが多いが、ちょうどこの時期、つまり80年代後半からビルマの政情が不安定化し、ビルマ政府軍によるタイ・ビルマ国境地帯の少数民族に対する締め付けが厳しくなったことも、タイで働く外国人労働者を急増させた大きな要因であるという第4巻の指摘は非常に重要なものと思われる。

第7巻（Voravidh & Bundit 1997）は、タイ政府の外国人労働者政策を分析している。この巻を担当したウォラウィット（チュラロンコーン大学経済学部）とバンディット（アーロム・ポンパガン財団）は、ともにタイの労働問題の専門家として知られており、タイの労働政策の決定過程について深い知識を持っている。タイの外国人問題に関する従来の研究の多くは、もともと労働問題の専門家ではなかった研究者によってなされてきたこともあって、タイ政府の政策について論じる際、従来の政策を時代順に整理したり、またそれらの政策の評価を行ったりはするものの、なぜそのような政策がとられることになったのかについては十分な分析が行われてきたとは言い難い。そうした中であって、政治家、官僚、経営者団体、労働者団体の行動や発言を検討し、政策決定過程についての分析を行っているこの第7巻は、非常に大きな意義を持っていると言えよう。

特にバンハーン政権下（1995-96年）で、不法入国した外国人にもタイ国内での就労を特別に認める制度が拡張された経緯については詳しく説明されている。外国人労働者への最低賃金制度の適用問題については、3つの経営者団体の代表と首相及び経済問題担当の閣僚によって構成される「経済問題解決のための官民合同委員会」（Khana Kammakaan Ruam Phaak Ratthabaan lae Eekachon phua Kaekhai Panhaa Thaang Setthakit）の場では、外国人労働者については、タイ人労働者よりも低い最低賃金を設定することを閣議に提案することが合意されたが、最低賃金に特例を設けることに労働省内から異論が出て、結局外国人労働者のみを対象とする最低賃金を設定する提案は閣議に提出されず、外国人労働者に最低賃金制度が適用されるかどうかは曖昧なままになったと述べている（Voravidh & Bundit 1997: 69）。

また、経営者側も決してすべての点について一枚岩であったわけではなく、ビルマと国境を接し、数多くの不法入国したビルマ人が労働者として働いているターク県の商工会議所は、不法入国した外国人がバンコクなどの大都市で働くことには厳しい制限を設けるべきだと主張し、バンコクなど

でも不法入国した外国人の就労を認めるべきだと主張するバンコクの経営者と意見が対立した例が紹介されている。ターク県には、安価なビルマ人労働者を雇うことによって競争力を維持している中小企業が多く、ビルマと国境を接する県以外でも合法的にビルマ人労働者を雇うことができるようになると、それらの企業が競争力を失ってしまうことを恐れたのである（Voravidh & Bundit 1997: 70）。

第7巻では、タイの労働者団体の外国人労働者問題に対する見方についても、主要な労働団体の指導者12人にインタビューを行うなど、かなり詳しく叙述している。1996年にバンハーン政権が、不法入国した外国人労働者の就労を認める地域や業種の拡大を行った際には、外国人労働者の製造業や運送業への就労を認めることに主要な労働団体が強硬に反対し、デモや抗議集会を何度も行ったことによって、政府の当初の案よりも外国人労働者の製造業と運送業への就労を厳しく制限することにある程度成功した経緯について述べるとともに、労働団体の指導者の間にも、外国人労働者の受け入れについて意見の違いがあり、外国人労働者の受け入れに全面的に反対する考え方と外国人労働者の受け入れには反対しないものの、タイ国内で働く外国人労働者には賃金や労働条件などについてタイ人労働者と同じ水準を保障すべきだと主張する2つのグループがあると述べている（Voravidh & Bundit 1997: 72-80）。

またウォラウィットとバンディットは、タイの外国人労働者をめぐる考え方には、①安全保障・治安維持第一主義、②自由市場経済至上主義、③人権尊重主義、④コーポラティズムの4つの見方があると述べ、それぞれの特徴を説明している。彼らによれば、①の考え方は、軍や内務省など国防や治安を担当している部局の軍人や役人の間で力をもっており、不法入国した外国人は本国に送還するという原則を守ることを主張し、労働者として受け入れることには強い抵抗感を示す。この考えは、ナショナリズム的な感情に訴えることもできるため、治安担当部局以外の者にも一定の支持を得ている。②の考え方は、経営者団体の多くが抱いている考え方で、安価な労働力の供給を増やすために外国人労働者の全面的受け入れが一番望ましいと考えているという。③の考え方は、NGOや一部の労働団体の指導者たちに支持されており、外国人労働者にタイ人労働者と同じ権利を認めるべきだと主張しているという。④の考え方は、①と②の妥協の産物として生まれてきたもので、不法入国した外国人労働者がタイ国内で働くことは認めるものの、政府機関への登録を義務づけ、厳しい監視下におくことによって、治安上の問題を回避すべきだという考え方である（Voravidh & Bundit 1997: 71-72）。このように説明することによって、ウォラウィットとバンディットは、1990年代以降のタイ政府の外国人労働者政策は、治安担当部局と経営者団体、そしてその双方と複雑かつ多様な関係をもっている政治家たち、それにそれほど強力ではないものの、労働政策決定過程に一定の影響力を持っている労働団体の間の微妙なパワーバランスを反映する形でなされた妥協の産物であることを指摘している。

第9巻（Oraphin 1997）は、タイ国内で合法的に働いている外国人について論じている。96年の時点では、19,672人の外国人がワーク・パーミット（労働許可証）を得て、タイで働いていたが、国籍別で最も多かったのが4,371人の日本人で、全体の22.2%を占めていた。以下中国（2,034人）、米国（1,881人）、イギリス（1,549人）、インド（1,442人）、台湾（1,310人）、フィリピン（1,021人）、韓国（730人）、オーストラリア（542人）と続いている（Oraphin 1997: 32-33）。第2次大戦後、タ

イ政府は、未熟練の外国人労働者は原則として受け入れない政策をとってきたため、ワーク・パーミットを正規に取得してタイで働いている「外国人労働者」の多くは、外国企業のタイの子会社で働くために本国の親会社から管理職や技術指導員として派遣されてきた者によって占められている。

第11巻（Phanthip 1997a）は、外国人労働者に関する法律について概観している。タイでは、外国人であっても一定の条件を満たした熟練労働者に対しては合法的にタイ国内で働くことを認めているが、未熟練外国人労働者については、合法的に働く余地がほとんどないことを指摘している。また農業や建設業など未熟練労働者の多くが働く10の業種で外国人が働くことを禁じた法律もあるため、現在タイで働いている外国人労働者の多くは、入国管理法に違反して不法入国、不法滞在しているだけでなく、外国人の就労が法律によって禁じられている業種で働いているという意味で、不法就労もしていることになっており、そのことが外国人労働者の法的立場を非常に弱いものにしていると指摘している。1992年以降、不法にタイに入国した外国人労働者であっても、一定の条件を満たし、政府が定めた規則に従って登録した者については、一定期間タイ国内で働くことが認められるようになったが、それらの外国人労働者は、あくまで不法入国者、不法滞在者という法的な位置づけがなされている。入国管理法には、不法入国したものが帰国の費用を工面するために、強制送還されるまでの間働くことを認めている条文があり、それを拡大解釈することによって、92年以降の不法入国外国人のタイ国内での就労の「半」合法化は行われているのである。著者のパンティップは、このような法的に曖昧な状態で数十万人もの外国人労働者を働かせておくことは、外国人労働者たち本人にとっても、またタイ社会にとっても好ましいことではないと論じ、早急に未熟練外国人労働者を正規に受け入れるかどうかについて明確な政策決定を行うべきだと主張している。彼女はまた、この問題はタイの経済開発政策の全体的な方向付けとも関連しており、タイ政府が今後とも安価な未熟練労働に対する依存度の高い労働集約的な産業を中心に経済成長をはかるつもりであれば、外国人未熟練労働者を数多く受け入れる制度を整える必要があるであろうし、逆により資本集約的、技術集約的な産業にウェイトを移すことをめざすのであれば、安易な外国人未熟練労働者の受け入れは慎むべきであろうと論じている（Phanthip 1997a: 108-109）。

第13巻（Phanthip 1997b）は、外国人労働者の受け入れがもたらす文化的な摩擦について考察している。著者は、タイは19世紀から外国人を積極的に受け入れてきたことを指摘し、タイ社会は、外国人が文化的に同化しやすい特徴を備えており、また文化的に同化せず、異なった文化を維持しながら外国人がタイ国内で暮らすことにも昔から寛容であり、外国人労働者が増加しても、他の国に比べればそれほど深刻な文化的な摩擦は起こらないだろうと楽観的な見通しを述べている。

第14巻（Kritaya *et al.* 1997）は、14の巻からなるこのシリーズのまとめの性格のもので、この共同調査プロジェクトのリーダーであるクリッタヤーが中心になって執筆している。クリッタヤーは、外国人労働者政策に関する考え方の違いについて述べた箇所、第7巻でウォラウィットとバンディットが用いた①安全保障・治安維持第一主義、②自由市場経済至上主義、③人権尊重主義という用語を用いているが、ウォラウィットとバンディットとはやや異なる議論を展開している。ウォラウィットとバンディットは、コーポラティズムという形で安全保障・治安維持第一主義と自由市場経済至上主義との間に妥協が図られ、その妥協の結果として、人権尊重主義は軽視され、外国

人未熟練労働者の「半」合法化という「暫定的措置」が10年以上にわたって継続されるという状況になっていると論じ、安全保障・治安維持第一主義と自由市場経済至上主義との妥協を批判的に見ているのに対し、クリッターは、排外的で極端なナショナリズムや行き過ぎた市場第一主義、非現実的な理想主義は、どれも危険なものであると論じ、上記の3つの考え方のどれか1つに極端に走るのではなく、3つの考え方が妥協できるような中庸的政策をとることが望ましいと論じている。また、マクロ経済的な視点からは、タイが経済成長を続けていくためには、産業の高度化をはかる必要があり、そのためには低賃金労働ばかりに頼る産業を生き残らせることに重点をおくよりも、そうした産業からより資本集約的、技術集約的な産業に重点を移していくことを目指すことを政府が明確に打ち出し、外国人労働者問題もそうした全体的な経済開発戦略の中にしっかりと位置付ける必要があるとも論じている。（Kritaya et al. 1997: 47-53）

（B）チュラロンコーン大学のAsian Research Center for Migration（ARCM）による研究

スパン・チャントワニット（Supang Chantavanich）をリーダーとするチュラロンコーン大学のARCM（タイ語名：Suun Wijai Kaanyaaithin haeng Asia）の研究者たちは、ここ数年継続的にタイの外国人労働者問題について研究を続けてきている。マヒドン大学のIPSRのグループが、主にこれまでタイ国内の社会福祉や労働問題、女性問題、公衆衛生問題などについて研究してきた研究者からなり、タイに働きに来ている外国人労働者は研究対象とするものの、タイから海外に出稼ぎに行くタイ人労働者は研究対象としていないのに対し、チュラロンコーン大学のARCMは、移民問題を専門に研究することを目的として設置されたこともあって、移民問題研究に力を入れているオーストラリアの大学などとも提携しながら、タイに働きに来ている外国人労働者と、タイから海外に出稼ぎに行っているタイ人労働者の両方について研究する姿勢を打ち出している。ARCMのグループは、これまで何度か大きな国際シンポジウムを開催し、報告書も数多く出版しており、その中には英語で書かれたものも少なくない。

ARCMの研究プロジェクトに参加しているタイ人研究者には、タイの労働問題や社会問題について調査をした経験の豊富な人が少ないこともあって、タイ国内で働いている外国人労働者についての研究については、マヒドン大学のIPSRのグループの研究に比べるとやや見劣りがする。ただマヒドン大学のグループは、組織として継続的に外国人労働者問題を研究し続ける態勢はとっていないのに対し、チュラロンコーン大学のARCMは今後とも外国人労働者問題の研究を継続する方針を明確に打ち出しており、資料の収集を継続的に行い、その一部はウェブサイト（<http://www.chula.ac.th/INSTITUTE/ARCM/main.htm>）で公表もしている。マヒドン大学のIPSRのグループが14巻からなる報告書を刊行した1997年以降の動きについては、ARCMが作成した一連の研究報告書がもっとも網羅的に外国人労働者問題を扱っており、今後はARCMの調査活動の重要性がさらに増していくと思われる。

ARCMのグループが行った研究のうち、海外に出稼ぎに行っているタイ人労働者についての研究は、別の節で扱うので、ここでは彼らがタイ国内で働いている外国人労働者について行った研究を簡単に紹介しておくことにしたい。

ARCMがタイで働いている外国人労働者について行った調査の最も代表的なものは、1996年にビ

ルマと国境を接する6つの県で、ビルマ人労働者117人、ビルマ人労働者を雇っているタイ人の経営者83人、それに入管や労働社会福祉省の職員17人を対象に行った聞き取り調査である。その調査結果はSuthichit, Risser, Supang(1997)として公表されているが、内容的にはTDRIが作成した調査報告書(Yongyuth, Kasemsan, Sakdina, Jinangkun 1996)とかなり似かよっている。

TDRIの調査にも共通することであるが、この調査の一番の問題は、サンプルの選び方とインタビューの行い方にある。外国人労働者へのインタビュー117件のうち83件は、外国人労働者の登録受け付け場所に調査者が待機していて、タイ人経営者に連れられて登録のためにやってきた外国人労働者に対して行うという形で行われた。インタビューの多くは、タイ人経営者や入管や労働社会福祉省の担当官がすぐ近くにいる状態で行われたため、ビルマ人労働者が質問に対してどの程度正直に答えることができたか疑問が残る上に、深刻なサンプル・バイアスが生じてしまった可能性が高い。タイで働いているビルマ人労働者の中では比較的恵まれた環境にある人たちがインタビュー対象者の多くを占めてしまうというサンプル・バイアスの問題を多少でも緩和する目的もあって、この時の調査では、登録を行わずに完全に非法ななかたちで働いている外国人労働者34人にもインタビューを行っているが、その34人の選び方も、インタビューをした外国人労働者やその雇用者に彼らが知っている他の未登録の外国人労働者を紹介してもらうという方法で行ったため、サンプルが特定のグループに偏ってしまっている危険性がある。

(3) NGOによる研究

NGOのスタッフによる研究の代表的なものとしては、マヒドン大学のIPSRの共同研究プロジェクトにも参加した「国境なき友人」(Phwan Rai Phromdaeng)のポンスックの著作(Pornsuk 1999)と、アーロム・ボンパガン財団のバンディットがビルマの民主化を支援しているタイのNGOであるThai Action Committee for Democracy in Burma(タイ語名:Khana Kammakaan Ronnarong phua Prachaathipatai nai Phamaa)が発行している『サーラウィーン』(タイとビルマ国境を流れるサルウィーン川のタイ語名)誌に載せた論文(Bundit 2002)をあげることができよう。前節で述べたように、前者は、在タイ・ビルマ人に対する救援活動をおこなっているNGOによる研究の代表例であり、後者は、個別の外国人労働者の救援よりも政策提言をおくことに力を入れているNGOによる研究の代表例ということができる。

Pornsuk(1999)では、著者が個人的にかかわった在タイ・ビルマ人の事例を中心に彼らが直面してきたさまざまな問題が個別、具体的に叙述されている。Bundit(2002)の方は、1996年に始まった不法入国した外国人労働者の登録制度に2001年に加えられた変更について詳しく論じており、この制度の最新の状況を知る上で貴重な情報を提供している。バンディットは、マヒドン大学のIPSRの共同研究プロジェクトの報告書の第7巻の執筆者の1人でもあるが、Bundit(2002)では、政府の政策を批判する立場をより鮮明にしている。

また、タイで売春婦として働かされているビルマ人女性の問題については、ニューヨークに本部をおく人権NGOであるAsia Watchが、先駆的な研究を行っている(Asia Watch 1993)。

3 在日タイ人労働者に関する研究

法務省の推計によると、日本に残留しているタイ人の数は、1980年代後半から急増し、92年末に55,383人とピークに達したが、その後日本の景気が悪化したこともあって、減少を続け、2001年末には、16,925人になっている。

在日タイ人についての先行研究については、Ito & Phannee（2001）や茨城大学地域総合研究所（2002）ですでにレビューが行われているので、本稿では大まかな特徴を指摘するにとどめる。これまで在日タイ人について書かれた著作の多くは、タイ人女性たちがおかれている厳しい状況を指摘、糾弾するものであった。手塚（1992）、下館事件タイ三女性を支える会（1995）、大森（1997）、大津（1998）、女性の人権カマラード（1998）、Caouette & Saito（1999）などがその代表的なものである。これらの著作の多くは、実際にタイ人女性に対する救援・支援活動に関わった人たちによって書かれている。日本の性産業で働いているタイ人女性の中には、非常に過酷な状況下で働かされている人たちがおり、そうした悲惨な状況を明らかにしたこれらの著作の持つ意義は非常に大きい。

しかしながら、特に悲惨な状況にあり、NGOの支援や場合によっては警察などによる救援が必要な事例に関心が集中したことによって、それ以外のタイ人労働者に対して十分な関心が払われない傾向が生じていることもまた事実である。欧米の移住労働者研究においては、女性の移住労働者よりも男性の移住労働者に研究者の関心が集中する傾向が「ジェンダー・バイアス」として批判されるようになっているが、在日タイ人労働者については、研究者の関心が女性労働者にばかり集中するという「逆ジェンダー・バイアス」が生じているように思われる。日本で働いているタイ人の4～5割は男性によって占められているにもかかわらず、日本で働いているタイ人の男性労働者についての研究は非常に少ない。

また、男女どちらのタイ人労働者について調査する際にも直面する問題として、サンプル・バイアスの問題を指摘しておきたい。日本で働くタイ人労働者を対象に調査を行う場合には、ランダムにサンプルを選ぶことはできない。できるだけ多くの数のタイ人労働者に限られた時間で接する方法としては、日本で働くタイ人労働者に対する支援活動を行っているNGOに依頼して、彼らがコンタクトを持っているタイ人労働者を紹介してもらう方法がある。しかしこの方法を用いると、NGOの支援を必要とするような問題を抱えているタイ人ばかりがサンプルとして選ばれてしまう。調査の目的が、特に過酷な状況におかれているタイ人の労働実態を明らかにすることにあるのであれば問題はないが、それ以外のタイ人労働者やまたは日本で働いているタイ人労働者の全体像を把握することを目的とする場合にはこの方法は明らかに適切ではない。

支援活動を行っているNGOに紹介を依頼する以外の方法としては、日本で働いているタイ人が集まるタイ人向けレストランやタイの食品や雑貨を扱っている雑貨店に行き、そこに来るタイ人にインタビューを行い、さらにそうして知り合ったタイ人からその知人をさらに紹介してもらうという方法や、タイ人が多く住む地域で、タイ人コミュニティのリーダー的な存在の人にその地域に住む他のタイ人を紹介してもらうという方法もある。東京都立労働研究所（1996）やSuriya &

Pattana (1999), 茨城大学地域総合研究所 (2002) などは主にそうした手法を用いており、NGOの支援を受ける悲惨なケースとは、かなり違った在日タイ人像を描き出している。これらの研究は「普通」の在日タイ人像の一面を知る上で貴重なものではあるが、そこに描かれた「普通」の在日タイ人像が実際にどの程度本当に「普通」なのかを判断することは難しい。

上述のような方法では、タイ人が比較的たくさん住んでいる地域以外の地域に住んでいるタイ人は調査対象から抜け落ちてしまうし、休日などに交通機関を乗り継ぐなどしてタイ・レストランやタイ人向け雑貨屋に出かけていく時間的、金銭的、精神的余裕のある人がサンプルに多く含まれることになる。また知人を次々に紹介してもらう方法だと、タイの特定の地域の出身者や日本で同じような職に就いている人たちにサンプルが偏る問題も生じやすい。サンプルにある程度の偏りが生じることは、どんな調査でも避けがたいことであるが、母集団についての情報がある程度ある場合には、その調査で用いられたサンプルにはどのようなバイアスがあり、そのようなバイアスのあるサンプルから母集団の特徴を推測するためにはどのような考慮をする必要があるかを判断することができるが、在日タイ人労働者の場合には、母集団、つまり在日タイ人労働者全体、についての基本的情報が非常に限られているため、そうした判断を行うことが極めて難しいのである。この問題にどう対処すべきかについては、第5節で考察することにした。

1990年以降、外国人研修生・技能実習生制度が拡張され、研修生や技能実習生という名目で、毎年数万人の未熟練外国人労働者が日本で働くようになっていくが、タイからも1990年代以降毎年数千人の労働者が研修生として来日している。外国人研修・技能実習制度の中でも特に「団体管理型」と呼ばれる制度の下で、中小企業に派遣されている研修生や技能実習生の中には、劣悪な労働条件で単純労働に従事させられているケースが少なくないことが知られている。中国やインドネシア、ベトナムからの研修生や技能実習生については、かなり詳しい調査が行われ、その実態がある程度明らかにされてきているが、タイからの研修生や技能実習生については、その数が上記の3か国からの研修生や技能実習生に比べると少ないこともあって、まだ本格的な調査は行われていない。

そうした中であって、チュラロンコーン大学のARCMの共同研究プロジェクトにも参加した琉球大学の鈴木規之が、その著作の中でタイ人研修生・技能実習生の問題を取り上げた意義は大きい (Suzuki 2001; 鈴木規之 2002)。しかしその記述には、わずか数人の研修生・技能実習生へのインタビューに基づいて書かれている箇所が多いため、より本格的な調査が将来行われることが期待される。

4 日本以外の国におけるタイ人労働者に関する研究

タイ人は日本以外の国にも数多く出稼ぎに行っている。不法入国や不法就労している者の数が多いので、正確な数を把握することは難しいが、台湾では、正規のルートを通じて働きに行っているタイ人労働者だけで10万人を越えており、シンガポールやマレーシアにもそれぞれ2～3万人のタイ人が働いている。韓国で働くタイ人の数も増加傾向にある。1980年代に比べると激減したとはいえないものの、中東やアフリカでも、まだ1万人以上のタイ人が働いている。

タイから中東へ出稼ぎが盛んだった1980年代には、中東に出稼ぎに行くタイ人についての研究

がいくつか発表されたが（Sumalee 1983, Nipon 1983, Peeratthep 1986, Witayakorn 1986, Amara 1991）、90年代になって出稼ぎに行くタイ人の数が急増した台湾、シンガポール、韓国などについては、シンガポールで働くタイ人女性労働者についてのワチャリア・トーサグアンの先駆的な研究（Vatchareeya 1985）があるくらいで、つい最近までほとんど研究が行われてこなかった。

そうした中で、第3節でも紹介したチュラロンコーン大学のARCMが中心となって国際的な共同研究プロジェクトを立ち上げ、日本だけでなく、台湾、マレーシア、シンガポールで働くタイ人労働者について調査を行い、その成果を報告書として刊行したことの意義は非常に大きい（台湾についてはSamarn 2001; Tsay 2001、マレーシアについてはKadija & Supang 2001、シンガポールについてはEwing-Chow 2001; Hong 2001; Porntipa 2001）。前節で日本で働くタイ人労働者について研究する際の問題点として指摘したサンプル・バイアスの問題は、これらの日本以外の国で働くタイ人労働者について研究する際にも非常に大きな問題であるにもかかわらず、ARCMのグループが作成した報告書では、サンプル・バイアスの問題が全く考慮されていないなど、問題点は少なくないが、それでもこれまで日本以外の国で働くタイ人労働者についてはその実態がほとんど明らかになっていなかったことを考えると、これらの国の政府のタイ人労働者受け入れに関する政策を一通り整理し、各種の統計からそれぞれの国で働くタイ人の数を大まかに推計し、いくつかのケーススタディーを行っただけでも、この問題に関心を持つ者にとっては非常に貴重な研究だと言える。

5 今後の課題

まずタイで働いている外国人労働者については、政府に登録をして「半」合法的に働いている外国人労働者について、労働社会福祉省が掌握しているデータをしっかりと分析した研究が行われることが期待される。2001年には、9月から10月にかけて登録受け付けが行われたが、不法入国した外国人労働者のうち568,249人が登録を行った。登録を担当している労働社会福祉省が保存しているデータの分析を試みたのは今のところBundit（2002）くらいであり、今後より本格的な研究が行われることを期待したい。登録した外国人労働者についての全体像がある程度明らかになれば、そのうちの一部を対象として詳しい聞き取り調査を行う場合、調査対象とした外国人労働者が、登録した外国人労働者全体の中でどのような位置づけにある人たちかを判断することがある程度できるようになり、サンプル・バイアスの問題を是正することも容易になるであろう。

一方、日本に働きに来ているタイ人労働者については、その全体像を把握するのに役立つ統計的資料としては入管統計と外国人登録くらいしかない。入管統計からは年齢分布と性別の割合はわかるものの、それ以上の情報はあまり得られない。外国人登録は、不法就労しているタイ人の中には登録していない人が多いという問題があり、また就労状況についての情報は得られない。このため、第3節で指摘したように、日本で働いているタイ人に聞き取り調査を行っても、サンプルにどのようなバイアスがあるかを判断することが難しい。この問題は、日本で調査をしているだけでは解決することは難しいであろう。しかし、送り出し国であるタイにおいて、日本への出稼ぎが盛んな地域でいくつかの村をランダムに選び、それらの村で聞き取り調査を行い、日本での出稼ぎ経験について尋ねる調査を行えば、日本での調査ではなかなか調査対象とすることのできない、あま

りタイ人が集まって住んでいない地域で働いているタイ人労働者やタイ・レストランやタイ人向け雑貨屋に頻繁には行かないタイ人労働者についてもある程度の情報を得ることができるであろう。日本で、性産業に従事していた女性にはこの種の調査を行うことは適切ではないであろうが、男性労働者についてはこの方法が有効であると思われる。男性労働者を数多く日本に送りだしているウドンタニ県やコーンケン県などでそうした調査が行われることが望まれる。

そのようなタイプの先駆的な研究としては、ウドンタニ県に住む750人（男346人、女404人）をサンプルとして調査を行った中村・青木（1997）がある。彼らが分析対象とした750人のうち110人（男95人、女15人）が海外出稼ぎの経験があったが、そのうち日本に行ったことがあるのは、男性1人、女性3人の計4人だけで、中東及びアフリカが68人、シンガポールが24人、日本以外の東アジアが12人であった（中村・青木 1997:78）。彼らの調査報告書からはいくつかの興味深いデータが得られるが、750人を対象とした調査の業務は彼らが委託したタイ博報堂からいわゆる孫請けした現地の調査会社フォーサイト・リサーチがアンケート用紙を配布するというかたちで行ったものであり、サンプルが本当にランダムに選ばれたのかどうかについて不安が残る。調査結果を見ても、サンプルとなった750人に中卒以上の学歴を持つ者が占める割合が、ウドンタニ県の平均値を大きく上回っており、アンケート用紙への記入に抵抗感が少ない中卒以上の学歴を持つ者にサンプルが偏ってしまった可能性があるように思われる。アンケート調査を補うために、ウドンタニ県に4日間滞在し、県庁所在地にある職業紹介所と3つの村を回り、職業紹介所の所長と3つの村の村長に対して聞き取り調査も行っているが、簡単なアンケート調査で得られる基本的な情報以上のものを聞き取り出すには十分な時間とは言えない。フィールド・ワークの経験を積んだ研究者が、調査対象とする農村に十分な期間滞在するようなかたちで、この種の調査が行われることが期待される。

送り出し元の村で調査を行うことは、海外に出稼ぎに行った者のいる世帯とない世帯、さらには海外に出稼ぎに行った者が多い村と少ない村を比較分析することを可能にし、海外への出稼ぎが送り出し元の社会に与える影響についての理解を深めることにもつながる。日本に働きにきているタイ人労働者についての研究においても、ビルマ、ラオス、カンボジアからタイに働きに来ている労働者についての研究においても、従来の研究の多くは、外国人労働者の流入が受け入れ国の社会や経済に与える影響について主に考察しており、海外出稼ぎが送り出し国の社会や経済に与える影響についてはあまり関心が払われてこなかった。

タイでも日本でも、今後、外国人労働者受け入れの制度化が大きな課題となるであろうが、どのような形で制度化すべきかを考える際には、外国人労働者の送り出し側の社会にはどのような影響が生じるかについても十分考慮すべきであろう。そのための判断材料を提供するためにも、今後は、外国人労働者受け入れ側だけでなく、送り出し側の農村においても十分な調査が行われる必要がある。

（あさみ・やすひと 一橋大学大学院社会学研究科助教授）

【参考文献】

なお、タイ語のローマ字表記は、人名については可能な限り本人が用いている表記に従い、論文や本のタイトルについては、発音記号的な表記を用いた。発音記号的な表記の方が、ローマ字の綴りからより正確にタイ語の綴りを推測できるが、一般にタイ人が自分の名前をローマ字表記する際には、発音記号的な表記とは異なる表記を行っている。

・日本語文献

- 伊藤るり（1992）『『じゃぱゆきさん』現象再考：80年代日本へのアジア女性流入』伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論：現状から理論へ』弘文堂。
- 茨城大学地域総合研究所（2002）『国際結婚におけるタイ人女性の現状』女性のためのアジア平和国民基金。
- 大津恵子（1998）「電話相談から浮かび上がるタイ女性の状況」『女たちの21世紀：日本に生きるアジア女性たち』15号。
- 大森雅子（1997）「駆け込み寺の外国人女性たち：SOSが聞こえる」桑山紀彦編『ジェンダーと多文化』明石書店。
- 下館事件タイ三女性を支える会編（1995）『買春社会日本へ：タイ女性からの手紙』明石書店。
- 女性の人権カマラード編（1998）『タイからのたより：スナック「ママ」殺害事件のその後』現代書館。
- 鈴木規之（2002）「日本におけるタイ人研修生の実態と諸問題」小野澤正喜編『日本社会の内なるグローバリゼーションと出入国行政の新展開』筑波大学歴史・人類学系。
- 手塚千砂子編（1992）『タイから来た女たち：差別のなかのアジア女性』三一書房。
- 東京都立労働研究所編（1996）『外国人労働者のコミュニケーションと人間関係Part II』東京都立労働研究所。
- 中村二郎・青木章之介（1997）『タイ国における国内外への労働移動：バンコクおよびウドンタニ地域における出稼ぎの実態』日本労働研究機構。
- 吉村真子（1993）「日本におけるタイ人出稼ぎ女性」『社会労働研究』第40巻第1・2号。

・英語文献

- Amara Pongsapich (1991), "Migrant Workers to the Arab World: Thailand," in Godfrey Gunatilleke (ed.), *Migration to the Arab World: Experience of Returning Migrants*, Tokyo: United Nation University.
- Anchalee Singhanetra-Renard (1992), "The Mobilization of Labour Migrants in Thailand: Personal Links and Facilitating Network," in Mary M. Kritz, L.L. Lim, Hania Zlotnik (eds.), *International Migration Systems: A Global Approach*, Oxford: Clarendon Press.
- Asia Watch and the Women's Rights Project, Asia Watch (1993), *A Modern Form of Slavery: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand*, New York: Human Rights Watch.
- Caouette, Therese & Saito, Yuriko (1999), *To Japan and Back: Thai Women Recount their Experiences*, Geneva: IOM International Organization for Migration.
- Chalongphob Sussangkarn (1996), *Macroeconomic Impacts of Migrant Workers: Analyses with a CGE Model*, Bangkok: Thai Development Research Institute.
- Ewing-Chow, Michael (2001), "Singapore: Legal Issues Relating to Thai Migrant Workers," in Supang Chantavanich et al., *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.

- Hong, Woon Young (2001), "Analytical Report of Expert Interviews on Issues of Thai Labor Migrants in Singapore," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Ito, Chiaki & Phannee Chunjitkaruna (2001), "Overview of Thai Migrant Workers in Japan," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Kadija Muhamed & Supang Chantavanich (2001), "Thai Migrant Workers in Malaysia," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Kritaya Archavanitkul (1998), "Policy Options for Importation of Foreign Labor into Thailand: A Synthesis Report," Paper presented in the Regional Workshop on "Transnational Migration and Development in ASEAN Countries" organized by IPSR and IOM, Bangkok & Huahin, Thailand. May 25-27
- Kritaya Archavanitkul & Phillip Guest (1999), *Managing the Flow of Migration: Regional Approaches*, Nakhonpathom: Institute for Population and Social Research, Mahidol University.
- Nipon Poapongsakorn (1983), "Thai Labour in Foreign Countries: Causes, Impacts, Problems and Policies," *Thammasat Journal of Economics*, Vol.1.
- Peerathep Roongshivin (1986), "The Socioeconomic Consequences of Labor Migration from Thailand to the Middle East," in Fred Arnold & Nasra M. Shah (eds.), *Asian Labor Migration: Pipe Line to Middle East*, London: Westview Press.
- Phannee Chunjitkaruna (1986), "Pitfalls and Problems in Search for a Better Life: Thai Migrant Workers in Japan" in Supang Chantavanich, Andreas Germershausen, Allan Beesey (eds.) "Thai Migrant Workers in East and Southeast Asia 1996-1997" Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Porntipa Atipas (2001), "The Regional Economic Crisis and the Migration of Thai Workers to Singapore," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Ramon C. Sevilla & Yongyuth Chalamwong (1996), "Dilemmas of Rapid Growth: A Preliminary Evaluation of the Policy Implications of Illegal Migration in Thailand," *TDRI Quarterly Review*, Vol. 11 (2), June.
- Samarn Laodumrongchai (2001), "Undocumented Thai Migrant Workers in Taiwan," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Sumalee Pitayanon (1983), "Thai Labour in the Middle East: The Impacts on Family and Community," *Thammasat Journal of Economics*, Vol.1.
- Supang Chantavanich (1999), "Thailand's Responses to Transnational Migration during Economic Growth and Economic Downturn," *SOJOURN: Journal of Social Issues in Southeast Asia*, Vol. 14 (1).
- Supang Chantavanich *et al.* (2001), *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination*

- Countries, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Suzuki, Noriyuki (2001), "Recruitment and Problems of Thai Trainees in Japan," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Tsay, Ching-lung (2001), "Working and Living Conditions of Thai Contract Workers in Taiwan," in Supang Chantavanich *et al.*, *Thai Migrant Workers in Southeast and East Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Countries*, Bangkok: Asian Research Center for Migration, Chulalongkorn University.
- Vatchareeya Thosanguan (1985), "A Study of International Migration: Case Study of Thai Female Workers to Singapore," Bangkok: Faculty of Economics, Thammasat University.
- Witayakorn Chiengkul (1986), "Thailand," in Godfrey Gunatilleke (ed.), *Migration of Asian Workers to the Arab World*, Tokyo: United Nation University.
- Women's Rights Division, Human Rights Watch (2000), *Owed Justice: Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan*, New York: Human Rights Watch.

・タイ語文献

- Bundit Thanachaisethavut (2002), "Bot Wiphaak Nayoobaai Rat kab Khroongsaang Kaankotkhii Raeng-ngaan Taang Daao," (政府の政策批判と外国人労働者搾取の構造) *Saalam*, Vol. 38.
- Chumporn Patchusanon *et al.* (2000), *Suksaa Kotmaai Priabthiab Kaankhuabkhum Kaanthamngaan khong Khon Taang Daao nai Pratheet Thai kab Nana Pratheet lae Naewthaang Kaanphatthanaa nai Anaakhot* (タイと諸外国における外国人による労働の管理の比較研究と将来の開発の指針), Bangkok: Suun Wijai Kotmaai lae Kaanphatthanaa, Faculty of Law, Chulalongkorn University.
- Kasemsan Jinnawaso (1996), *Raeng-ngaan Ophayop jaak Taang Pratheet: Kho Thetjing Praden Panhaa lae Naewthaang Kaekhai* (外国人移住労働者：その実態，問題点，解決策), Bangkok: Thai Development Research Institute.
- Kritaya Archavanitkul *et al.* (1997), *Bot Sangkhro Sathanakaan Khon Khaam Chaat lae Thaangluak Nayoobaai Kaannamkhao Raeng-ngaan Khaam Chaat khong Pratheet Thai* (総説：タイにおける外国人労働者の状況と外国人労働者受け入れ政策の選択肢), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Kritaya Archavanitkul & Pornsuk Koetsawang (1997), *Senthaang Raeng-ngaan Ying jaak Pratheet Phuanbaan suu Thurakit Kaankhaa Borikaan Thaang Pheet nai Pratheet Thai* (近隣諸国からの女性労働者のタイの性産業への流入経路), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Kritaya Archavanitkul, Tris Coette, Nin Nin Pine (2000), *Ruang Pheet Anaamai Charoenphan lae Khwaamrungraeng: Prasobkaan Chiiwit khong Raeng-ngaan Opphayop jaak Pratheet Phamaa* (性，リプロダクト・ヘルス，暴力：ビルマからの移民労働者の生活体験), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Kritaya Archavanitkul, Wanee Pinprateep, Pimpa Khajontham, Chatrasunan Pruthipinyo (1997), *Phonkrathob jaak Phaawa Kaankoet Kaanjebpuei, lae Kaantaai khong Raeng-ngaan Khaam Chaat too Nayoobaai Saathaananasuk* (外国人労働者の出生，疾病，怪我，死亡が公衆衛生政策に与える影響), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.

- Kritaya Archavanitkul, Wanna Jarusomboon, Unchalee Warangrat (1997), *Khwaamsabsoon lae Khwaamsabson: Ruang Khon Khaam Chaat nai Pratheet Thai* (錯綜と混乱：タイへの外国からの入国者), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Napaporn Hawan (1997), Krabuankaan Jaang Raeng-ngaan Khaam Chaat thi Mii Thaksa Dooi Withii Lobliang Kotmaai (法の網をくぐり抜けて入国した外国人熟練労働者の就業過程), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Narumon Banjongjit *et al.* (1996), Ngaan nai Aachiip lae Wichaachiip thi Haam Khon Taang Daao Tham (外国人の就労が禁じられている職種における就労状況), Bangkok: Sathaaban Wijai Sangkhom, Chulalongkorn University.
- Narumon Banjongjit *et al.* (1997), Ngaan nai Aachiip lae Wichaachiip thi Haam Khon Taang Daao Tham (外国人の就労が禁じられている職種における就労状況), Bangkok: Sathaaban Wijai Sangkhom, Chulalongkorn University.
- Oraphin Pitakmahaketu (1997), Phaapruam khong Raeng-ngaan Khaam Chaat thi Dairab Bai Anuyaat Thamngaan nai Pratheet Thai (労働許可証を取得してタイで就労している外国人労働者の全体像), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Phanthip Kanchanachitra Saisunthorn (1997a), *Kaankhaomaa nai Pratheet Thai khong Khon Taang Daao phua Thamngaan: Khoo Samruat thang Kotmaai Panhaa lae Thaangluak Nayobaai* (就労目的の外国人のタイへの入国：関連法規、諸問題及び政策の選択肢に関する調査研究), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Phanthip Kanchanachitra Saisunthorn (1997b), *Kaanyoomrab Khon Taang Daao Phasomklomklun nai Sangkhom Thai: Khoo Samruat thang Kotmaai Panhaa lae Thaangluak Nayobaai* (タイ社会における外国人の受容と融合：関連法規、諸問題及び政策の選択肢に関する調査研究), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Phitsawat Sukhonphan & Pathomaphorn Butsapathamrong (1997), *Kaansuksaa lae Wikhro Kotmaai kiyawkab Kaanprakoob Thurakit lae Kaanthamngaan khong Khon Taang Daao* (外国人の就労に関する法律についての研究と分析), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Pornsuk Koetsawang (1999), *Munghaa Saeng Tawan: Chiiwit khong Lao Prachaachon Raakyaa jaak Pratheet Phamaa thi Maa pen Raeng-ngaan Phit Kotmaai nai Pratheet Thai* (太陽の光を求めて：タイに不法労働者としてビルマからやって来た草の根の民衆たちの生活), Bangkok: Phwan Rai Promdaeng.
- Pornsuk Koetsawang & Kritaya Archavanitkul (1997), *Kaamlamoet Sitthi Manusayachon nai Pratheet Phamaa: Jaak Phuuliiphai suu Raeng-ngaan Khaam Chaat* (ビルマにおける人権侵害：難民から外国人労働者へ), Nakhonpathom: Satthaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.
- Supang Chantavanich (2001), Talaat Raeng-ngaan Thai nai Asia Tawan-ook lae Asia Tawan-ook-chieng-tai kab Phon Krathob jaak Phaawa Setthakit Thodthooi nai Plaa Thotsawat thi 90: Raai-ngaan Phon Sangkhro (東アジア及び東南アジアにおけるタイ人労働力市場と90年代末の不況の影響：総説), Bangkok: Suun Wijai Kaanyaaithin haeng Asia, Chulalongkorn University.
- Suriya Smutkupt & Pattana Kitiarsa (1999), “Khon Chaai Khoob: Chiiwit lae Chumchon khong Khon-ngaan Thai nai Yipun,” (周辺の人間：在日タイ人労働者の暮らしとコミュニティ) in Suriya Smutkupt & Pattana Kitiarsa, *Manutsayawitthayaa kab Lookaaphiwat: Ruam Botkhaam* (人類学とグローバルイゼーション), Nakhon Ratchasima: Samnak Wichai Technology Sangkhom, Suranaree University of

Technology.

Suthichit Chintayanon, Gary Risser, Supang Chantavanich (1997), *Kaantittaam Phon Kaanjotthabien Raeng-ngaan Taang Chaat jaak Myammar Cambodia lae Lao thi Lakloob Khao Muang*（ミャンマー、カンボジア、ラオスからの不法入国外国人労働者登録制度の評価）、Bangkok: Suun Wijai Kaanyaaitthin haeng Asia, Chulalongkorn University.

Voravidh Charoenlert & Bundit Thanachaisethavut (1997), *Nayoobaai Kaanphatthanaa Utsaahakam khong Rat kab Kaanjaang Raeng-ngaan Khaam Chaat*（工業開発政策と外国人労働者の雇用）、Nakhonpathom: Sathaaban Wijai Prachaakoon lae Sangkhom, Mahidol University.

Yongyuth Chalamwong & Chalongphob Sussangkarn (1996), *Kaanjatkaan Raeng-ngaan Ophayop Taang Chaat nai Raya Yaao*（外国人移住労働者の長期的管理）、Bangkok: Thai Development Research Institute.

Yongyuth Chalamwong, Kasemsan Jinnawaso, Sakdina Santisakyothin, Jinangkun Rochanan (1996), *Kaansuksaa Choeng Nayoobaai nai Kaanjatkaan Khon Ngan Taang Chaat thi Lakloob Khao Mae Thamngan nai Pratheet Thai: Koranii Suksaa 4 Changwat*（タイの不法入国外国人労働者管理に関する政策研究：4県のケーススタディー）、Bangkok: Thai Development Research Institute.

疲労と精神衛生

〔復刻新版〕

桐原葆見 著 A5・300頁／本体2200円＋税

労働科学叢書 100

現在の労働衛生の主要な分野となっている疲労、休養、メンタルヘルスの内容のほとんどすべてに亘って、今日の課題に対する基本的な考え方が述べられていて、三十年以上も前に刊行されたとは思えない驚きと感銘をうける。
（推薦の言葉より）

労働科学の方法

ヨセファ・イオテニコ 著／芦澤正見 訳

A5・144頁／本体3000円＋税

労働科学叢書 107

一九一九年発行の「The Science of Labour and its Organization」の翻訳本であり、「労働科学」の名称の由来となった好訳書。現在の産業保健の研究手法につながる種々のヒントをみつけることができる。

心理学の理解

井上枝一郎 編

A5・300頁／本体2200円＋税

心理学をこれから学ぼうとする人のための入門書

主要目次：心理学の概観／情報の受容と認識／人の情報処理／知識の構造／環境と行動／発達を知る／個人の内面の世界／人間相互の関係／ヒューマンエラーの話／暮らしと職場の心理学／心理学からのアドバイス

CFSI（蓄積的疲労徴候インデックス）マニュアル

労働と健康の調和

越河六郎 著
藤井 竜 著

健康は各個人の問題ではあるが、職場の健康管理というときには、当該職場の組織制度や労働との関連をより直接的にとりあげるべきだと考える。予防的視点とはまさにこのことであり、広く労務管理の段階でもある。さしあたって、職場の様子を調べる必要がある。CFSI（蓄積的疲労徴候インデックス）は、その一つのスケールとして作成したものであるが、出来合いのものとしてではない使い方の検証のために長い期間を要した。

A5・286頁
本体3800円＋税



財団法人 労働科学研究所出版部東京事務所

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 TEL 03(5211)1013 FAX 03(5211)1014

E-mail: shuppan@isl.or.jp URL: http://www.isl.or.jp/